

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成27年12月24日（平成27年（行情）諮問第764号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行情）答申第799号）

事件名：特定林班の管理簿等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定林班の管理簿及び国有林として登記されていることを証明する一連の文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月31日付け27林国業第52号により林野庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、意見書及び異議申立人が添付している資料は省略する。）

特定林班に関しては、林野庁は国有林であるとし、このことは、訴訟によって裁判所も認めているところであるとしています。

国有林であるならば、国有財産法（昭和23年法律第73号）の3条2項4号の「森林経営用財産」であり「国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの（国において森林経営のために使用している財産で、一般的に、国有林と呼ばれています。）」として、国有財産法によって定められた管理を行わなければなりません。

管理簿等は、この管理のためのものであり、当然備わっていなければならないものです。

国有林としての、管理状況を明らかにする、全ての文書の開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分において一部不開示とした理由

（1）開示請求があった行政文書の名称等

本件請求文書の具体的な名称として、開示請求者が提出した行政文書

開示請求書の別添には、以下の5件の行政文書の名称が記載されていた。

- ① 特定林班の管理簿及び国有林として登記されていることを証明する一連の文書（本件対象文書）
- ② 特定村特定地番Aの特定地方法務局から交付を受けた旧土地台帳の写し
- ③ 特定村特定地番Bが明治時代から国有林であったことを証明する文書
- ④ 国有林野管理室長の組織及び権限を定めた規定
- ⑤ また、農水大臣宛ての請願に対して、国有林野管理室長が単独で回答出来ることを明記した規定

(2) 原処分において一部不開示とした理由

上記(1)の5件の行政文書のうち、①(本件対象文書)については、当庁において作成又は取得した事実はなく、保有していないので不開示としたものである。

2 国有林の林班及び管理簿について

(1) 林班について

林野庁(各森林管理局署)では国有林を管理するため、国有林を林班(森林区分の単位で数字が用いられる。)によって区画区分し、国有林の図面には国有林を区切った林班の番号が記入されている。

一般的に住所が住居表示や地番により特定されるように、国有林では現地を林班と、林班を更に区分した小班により特定できるようになっている。

(2) 管理簿について

異議申立人が開示請求している「管理簿等」とは、国有林の所在地や面積などに関する台帳を指すと推定され、国有林野地籍台帳が該当する。

国有林野地籍台帳には、国有林の所在、字、地番及び面積を記載しており、いくつもの林班を含む区域が当該台帳で整理されている。

3 原処分を維持する理由

(1) 異議申立人が開示を求める行政文書

特定林班の管理簿等(上記1の(1)の①に相当するもの。)

(2) 原処分を維持する理由

異議申立人が開示を求める上記(1)の文書を不開示とした原処分を維持する理由を以下のとおり説明する。

異議申立人が開示を求める「管理簿等」として、「国有林野地籍台帳」を特定したものであるが、当該台帳は林野庁の出先機関である各森林管理局が保有しており、林野庁本庁では保有していない。

なお、異議申立人が開示を求める「管理簿等」については、平成27年9月7日付け(同月8日受付)で異議申立人が提起した別件決定に対

する異議申立書においても開示が求められているが、異議申立人に対しては、同年7月2日に林野庁担当者が電話連絡を行い、林野庁本庁ではなく、特定森林管理局が保有していることを説明し、異議申立人の了承を得ている。

以上の理由から、本件開示請求に係る原処分について、行政文書の特定及び行政文書の一部を不開示としたことは妥当であり、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年2月2日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年2月22日 審議
- ⑤ 同年3月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、そのうち本件対象文書については、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとするので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件の国有林が所在する土地は国有地であり、不動産登記法36条の規定による土地の表題登記の申請義務については、同法附則9条において引用する不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和35年法律第14号）附則5条1項の規定による経過措置により、当分の間適用しないこととされているため、登記はしていない。

そのため、特定林班の土地が登記されていることを証明する文書は保有していない。

イ なお、上記アの土地については、国有財産法32条の規定に基づき作成する「国有財産台帳」のほか、国有林野台帳規程（明治39年農商務省令第27号）1条1号の規定に基づき作成する「国有林野地籍台帳」により管理している。

ウ 異議申立人が開示請求している「管理簿等」とは、国有林の所在地や面積等に関する台帳を指すと解され、これに該当するものは上記イ

の国有林野地籍台帳であるところ、国有林野台帳規程1条において「森林管理局ハ国有林野ニ関シ左ノ台帳ヲ備ヘ之ヲ保存整理スヘシ」、「一 国有林野地籍台帳 国有林野ノ地籍ニ関スル事項ヲ登録スルモノトス」とされ、森林管理局が国有林野地籍台帳を備えて保存整理するものとされている一方で、森林管理局がこれを林野庁本庁に提出すべきとする規定や、林野庁本庁においてもこれを備えるなどとする規定は存しない。

そのため、林野庁本庁では国有林野地籍台帳を保有していない。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア 当審査会において、不動産登記法の規定を確認したところ、その内容は上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

また、当審査会において、国有財産法及び諮問庁から提出を受けた国有林野台帳規程の規定を確認したところ、その内容は上記(1)イ及びウの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、特定林班の土地が登記されていることを証明する文書や国有林野地籍台帳を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえない。

イ この点に関し、異議申立ての理由(上記第2の2)によれば、異議申立人は上記(1)イの国有財産台帳の開示を求めているものとも解し得ることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定林班を含む国有林に係る国有財産台帳については、森林管理局が管理しており、林野庁本庁においては保有していないとのことであった。

そこで、当審査会において、諮問庁から提出を受けた農林水産省所管国有財産取扱規則を確認したところ、森林管理局の所属に属する国有財産の管理に関する事務は森林管理局長に分掌されており、当該国有財産に係る国有財産台帳についても、森林管理局長が備えるものとされていることが認められるので、林野庁本庁において上記台帳を保有していないとする諮問庁の上記説明は不自然、不合理とはいえない。

ウ 以上に加え、他に本件対象文書を保有しているとうかがわせる事情も存しないことから、林野庁本庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、林野庁本庁において本件対象文書を保有して

いるとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子